

お元気ですか



市立長浜病院 外科
神田 雄史 先生

地域がん診療連携 拠点病院について

我が国では、第3次対がん10か年総合戦略に基づいて、全国各地でも質の高いがん診療を提供できるように、がん診療連携拠点病院が整備されてきました。現在、全国で約400の病院が指定を受けています。

市立長浜病院は平成17年1月に湖北地域のがん診療連携拠点病院に指定され、患者さんとその家族が納得して治療を受けられる環境を整備を進めてきました。我が国に多いがんについて、手術、放射線治療および化学療法を効果的に組み合わせ、集学的治療と緩和ケアを提供しています。手術療法では、手術中に病

理医と細胞検査士が組織と細胞の検査を行って、確実ながんの切除ができるようになりました。放射線治療は、放射線治療センターで放射線治療専門医、放射線治療専門放射線技師、医学物理士が協力して、強度変調放射線治療に取り組んでいます。化学療法は、外来化学療法センターで多くの患者さんが入院ではなく、外来通院で抗がん剤の治療を受けています。

緩和ケアは、医師・看護師・薬剤師がチームを組織して、入院中の患者さんの緩和ケアを担当しています。がん相談支援センターでは、がんに関する様々な相談を受けています。患者会の活動の支援も行っています。がんのことで悩んでいる人やがんのことをもっと知りたい人は、がん相談支援センターを訪ねてください。

問 市立長浜病院
(☎68-2300(代表))

このコーナーでは、市立長浜病院のスタッフの紹介を兼ねて、「普段の生活での予防法」など生活に役立つ“健康豆知識”を紹介します。

4月以降に70歳となる人から 窓口負担割合が変わります

問 保険医療課(☎65-6512)
北部振興局福祉生活課・各支所



70～74歳の人の医療機関等での窓口負担割合は、法律上2割ですが、これまで特例措置により1割負担とされてきました。今年度から、国の特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人から2割負担となります。 ※昭和19年4月1日以前に生まれた人は、今までどおり1割負担です。 ※一定の所得がある人は3割負担です。前年中の所得に基づいて判定し、毎年8月に更新しています。

【高齢受給者証の交付について】
○国民健康保険加入者で、すでに高齢受給者証をお持ちの人には、新しい証を3月中旬にお送りしています。
○初めて高齢受給者証をお渡しする人には、70歳の誕生日を迎える月(1日生まれの人はその前月)に受取りの案内をお送りします。

平成26・27年度の後期高齢者医療制度の 保険料率を改定します

問 保険医療課(☎65-6527)
滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077-522-3013)

区分	保険料率	
	改定前 (H24・25年度)	改定後 (H26・27年度)
被保険者均等割額	41,704円	44,886円
所得割率※	8.12%	8.73%
年間保険料の上限額	55万円	57万円

●平成26・27年度の保険料率(年額)
※所得割額の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた額×上記の割合

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月1日から保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いします。

- 保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます
※基礎控除額は33万円を計算
- ▶均等割額が2割軽減される人
被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人
◀改正前▶「基礎控除額」+「35万円×世帯の被保険者数」
◀改正後▶「基礎控除額」+「45万円×世帯の被保険者数」
- ▶均等割額が5割軽減される人
被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人
◀改正前▶「基礎控除額」+「24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」
◀改正後▶「基礎控除額」+「24.5万円×世帯の被保険者数」

皆さんの平成26年度保険料額は、7月に郵便でお知らせします。広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。(http://www.shigakouiki.jp/)

彦根年金事務所からのお知らせ

問 彦根年金事務所国民年金課(☎0749-23-1114)

平成26年度の国民年金保険料は、
月額15,250円です

- 【保険料お得情報】
●口座振替早割制度(当月末振替) 年額600円割引
●納付書1年前納 年額3,250円割引
納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。
※口座振替・クレジットカードによる前納受付は終了しました。
- 【国民年金保険料の免除等を申請できる期間が拡大されます】
(免除・若年者納付猶予・学生納付特例に適用)
平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前まで可能となりました。
●失業等の特例免除の対象期間も拡大
失業などにより保険料が納められないときは、申請により保険料の特例免除が受けられます。
- 【申請方法】
印鑑をお持ちのうえ、左記窓口まで過去分を申請する場合は、所得や世帯を確認する書類が必要になることがあります。詳しくは彦根年金事務所まで。
- 申請窓口
保険医療課(本館1階)
北部振興局福祉生活課・各支所
彦根年金事務所

国民健康保険証を送付しました

問 保険医療課(☎65-6512)
北部振興局福祉生活課・各支所

平成26年度の国民健康保険証を簡易書留郵便で3月に送付しました。留守等で受け取れなかった人は、保険医療課または北部振興局福祉生活課各支所まで問合せのうえ、お越しください。



- 【持ち物】
①平成25年度の保険証
②来庁者の本人確認ができるもの(免許証、パスポートなど)
※別世帯の人が受け取る場合は、世帯主の委任状と②が必要です。

人間ドックの健診費用を助成します

問 保険医療課(☎65-6512)
北部振興局福祉生活課・各支所

【対象】 次の①から④すべてにあてはまる人
①長浜市国民健康保険被保険者
②平成26年4月1日現在40歳以上で、受診日時点で75歳未満の人
③世帯に国民健康保険料および市税に滞納がない人
④市の保健指導を受けることに同意する人

【対象受診機関】 市立長浜病院、長浜市立湖北病院、長浜赤十字病院、彦根中央病院、友仁山崎病院、KKCUエルネスひこね健診クリニック

【手続方法】 国民健康保険証を持参し、保険医療課または北部振興局福祉生活課各支所で申請してください。

【助成内容】 人間ドック(日帰り・1泊・脳ドック)、同時に実施のオプション検診
【助成額】 受診費用の1/2(100円未満切捨て)上限2万円、宿泊を伴う場合は上限2万5千円
【受付期間】 6月30日(月)まで
※予算の都合上、早めに受付を終了する場合があります。